

明石市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 要綱及び本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施工業者

申請者の依頼を受けて請負契約に基づき撤去工事を行う者をいう。

(2) 補助事業の着手年月日

申請者と施工者が、撤去工事の契約を締結した日をいう。

(3) 補助事業の完了年月日

撤去工事が完了し、申請者が施工業者に所定の費用を支払った日をいう。

(補助金額)

第3条 要綱第6条に定めるもののほか、補助対象ブロック塀等の面積（平方メートル単位とし、小数点以下第2位は切り捨てるものとする。）に10,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

(補助金交付申請)

第4条 要綱第7条第1項第6号及び附則第2条第1項第9号の規定による市長が必要と認める書類は、次に掲げる図書とする。

ア ブロック塀等の所有者であることが分かる書類（登記事項証明、固定資産納税通知書等の写し）

イ 補助対象ブロック塀等の現況概略図（位置関係と面積が分かる配置図及び立面図）

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月12日から施行する。